

会議における事務局職員の同席に関する取り扱いについて（案）

委員長 折出健二 発議

会議において、事務局職員が同席するか否かについては、次のとおり取り扱うこととする。

- 事務局職員は、基本的には会議に同席する。
- ただし、事務局職員の人数を最小限とし、かつ、当該職員には守秘義務が課されていることを考慮してもなお、委員会が調査審議に支障があると判断した場合には、事務局職員の同席を認めないこととする。